

国官技第 3 0 5 号

平成 29 年 3 月 15 日

各 地 方 整 備 局 長 殿

北 海 道 開 発 局 長 殿

国土技術政策総合研究所長 殿

大臣官房技術審議官

(公 印 省 略)

### 土木請負工事における現場環境改善費の積算要領

土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算要領（案）については、平成 1 9 年 3 月 2 9 日付け国官技発第 3 5 4 号にて通知したところであるが、別紙のとおり改正を行うこととしたので、遺漏なきよう取り扱われたい。

下記の通知は、平成 2 9 年 3 月 3 1 日をもって廃止する。

(1) 平成 1 9 年 3 月 2 9 日付国官技第 3 5 4 号

- ・土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算要領（案）

# 土木請負工事における現場環境改善費の積算要領

## I. 目的

本要領（案）は公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の算定について必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

## II. 対象となる現場環境改善費

別表第 1 のとおり

## III. 適用の範囲

周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。但し、維持工事等で実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。

## IV. 積算方法

### 1. 基本的な考え方

（１）現場環境改善費に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとする。

また、標準的な実施内容を契約図書に明示するものとする。

（２）費用が巨額となるため現場環境改善費率分で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を「物価資料」または見積もり等を参考に適切に計上するものとする。

### 2. 積算方法

イ. 算出方法は以下のとおりとする。

算 出 式

$$K = i \cdot P_i + \alpha$$

ただし K：現場環境改善費（単位：円，1000円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：％，少数第 3 位四捨五入 2 位止め）

| 対象額：Pi                                         |            | 現場環境改善費率：i（％）                 |                               |
|------------------------------------------------|------------|-------------------------------|-------------------------------|
|                                                |            | 大都市<br>市街地                    | 左記以外                          |
| 直接工事費（処分費等を除く）<br>＋<br>支給品費<br>＋<br>無償貸付機械等評価額 | 5 億円以下の場合  | $i = 56.6 \cdot P_i^{-0.174}$ | $i = 39.9 \cdot P_i^{-0.201}$ |
|                                                | 5 億円を超える場合 | 1.73                          | 0.71                          |

Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋無償貸付機械等評価額）

α：積上げ計上分（単位：円，1000円未満切り捨て）

ロ. 率に計上されるものは、別表第1の内容のうち原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ハ. 積み上げ計上分（α）に計上されるものは、率分で計上することが適当でないと判断されるものの費用である。

ニ. なお、経費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。

ホ. 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

## V. 設計変更について

条件明示（積み上げ計上分）がなされているもので、内容に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。

## VI. 適用

本要領（案）は平成29年4月1日から適用する。

### [別表第1]

| 計上費目  | 実施する内容（率計上分）                                                                                                                                                              |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 仮設備関係 | 1. 用水・電力等の供給設備、<br>2. 緑化・花壇<br>3. ライトアップ施設<br>4. 見学路及び椅子の設置<br>5. 昇降設備の充実<br>6. 環境負荷の低減                                                                                   |
| 営繕関係  | 1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）<br>2. 労働宿舍の快適化<br>3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室）<br>4. 現場休憩所の快適化<br>5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等                                                               |
| 安全関係  | 1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）<br>2. 盗難防止対策（警報器等）<br>3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策                                                                                                   |
| 地域連携  | 1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表<br>4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む）<br>5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む）<br>6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営<br>7. パンフレット・工法説明ビデオ<br>8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む）<br>9. 社会貢献 |

